

水銀使用製品産業廃棄物
「廃蛍光管保管運搬容器」
のご提案

佐藤ゼネテック株式会社

この度は、ご提案の機会を賜り厚く御礼申し上げます。

弊社は、一部上場しております、佐藤商事株式会社の完全子会社でございます。

『全てはお客様の笑顔の為』に、斬新かつ有益な、
様々な商品・サービスをご提案していく所存でございます。

是非、ご提案を御検討頂き、ご採用頂ければ幸甚です。

何卒宜しくお願い申し上げます。

佐藤ゼネテック株式会社

はじめに	*****	2
目次	*****	3
		4
前提（平成29年環境省令第10号の施行）	*****	5
		25
他社製品の状況	*****	26
		27
商品のご紹介	*****	5
		46
お問い合わせ先	*****	47

水俣条約発効までの経緯

- 2013年10月:「水銀に関する水俣条約外交会議」を熊本市及び水俣市で開催
「水銀に関する水俣条約」を全会一致で採択
- 2015年:条約締結に向け、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)」の制定、大気汚染防止法や**廃棄物処理法施行令の改正等**
- 2016年2月:日本が条約を締結
- 2017年5月:締結国数が条約の発効要件である50か国に達する
- 2017年8月16日:条約発効**



Minamata
Convention
on Mercury

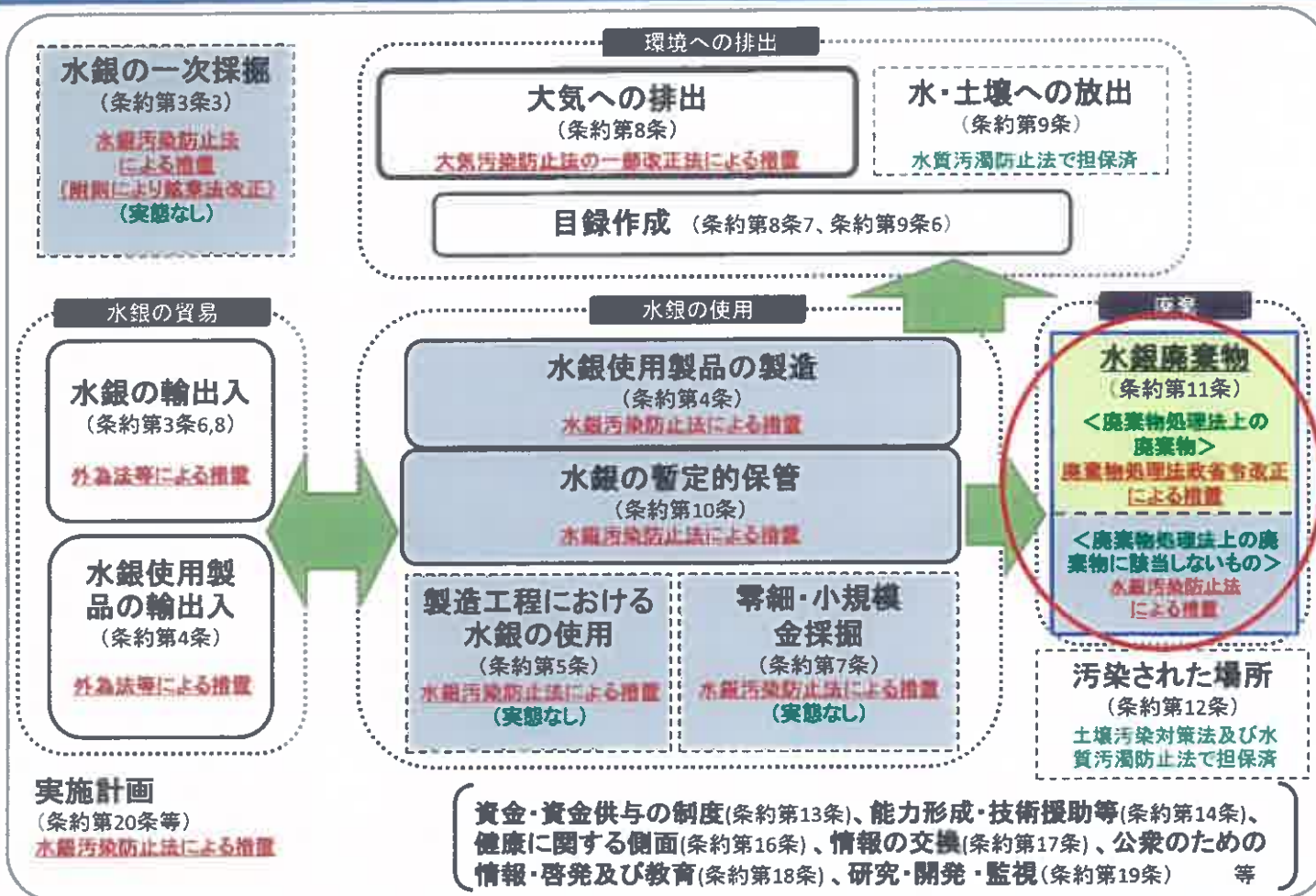


6

●平成29年8月16日に水俣条約が発効されました。

- 引用
環境省説明資料

水俣条約の構成と担保措置等との関係



●引用
環境省説明資料

廃棄物処理法施行令等の改正（水銀関係）についての説明会

廃棄物処理法施行令等 の改正について

水銀廃棄物の適正な管理のために

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課

平成29年6月

- 引用
環境省説明資料

●水俣条約に基づく**平成29年環境省令第10号**が**平成29年6月1日に公布、平成29年10月1日から施行**されております。

3. 廃棄物処理法施行令等の改正内容

改正の経緯等

I : 廃水銀等

II : 水銀含有ばいじん等



III : 水銀使用製品産業廃棄物

●引用

環境省説明資料

Ⅲ 水銀使用製品産業廃棄物の対象(2)

区分①の対象となる主な水銀使用製品例と判別方法(1/2)

	製品	判別方法
一次電池	<ul style="list-style-type: none"> 水銀電池 空気亜鉛電池 	<ul style="list-style-type: none"> 品番(水銀電池) 品番、国内メーカー(空気亜鉛電池)
ランプ類	<ul style="list-style-type: none"> 蛍光ランプ HIDランプ 放電ランプ 	<p>品番、用途、形状など</p> <p>*水銀を含まないランプもある。日本照明工業会のサイトに情報あり</p>

※写真は、環境省「主な水銀使用製品リスト」より引用

37

- 引用
環境省説明資料

Ⅲ 水銀使用製品産業廃棄物に対する新たな措置(1)

▶ 新たな措置

(1) 処理基準の追加

項目	必要な措置
処理の委託	<ul style="list-style-type: none"> 「水銀使用製品産業廃棄物」の収集運搬又は処分の許可を受けた者に委託 水銀回収が義務づけられているものの処理を委託する場合は、水銀回収が可能な事業者へ委託
保管	<u>他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置</u>
収集・運搬	<u>破碎することのないよう、また、他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬</u>
処分・再生	<ul style="list-style-type: none"> 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないような措置 水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物については、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった水銀を分離する方法により、水銀を回収 安定型最終処分場への埋立は行わないこと

●引用
環境省説明資料

Ⅲ水銀使用製品産業廃棄物に対する新たな措置(2)

▶ 新たな措置

(2)水銀使用製品産業廃棄物であることの情報の伝達

情報媒体	必要な記載事項
<u>業の許可証</u>	<u>取り扱う廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること</u> 注)平成29年10月1日時点で、これらの廃棄物を取り扱っている場合、変更許可は不要です。
<u>委託契約書</u>	<u>委託する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること</u> 注)平成29年10月1日以前に、契約締結している委託契約書については、新たに契約変更等をする必要はありません。
<u>マニフェスト</u>	<u>産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること、また、その数量</u>
廃棄物保管場所の掲示板	産業廃棄物の種類欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれること
帳簿	全ての項目について、「水銀使用製品産業廃棄物」に係るものを明らかにすること

- 引用
環境省説明資料



《 許可 と 届出 》

弁当の路上販売を許可制へ

「許可」と「届出」の違い

東京都で弁当の路上販売規制強化

お昼時、オフィス街で安く手軽に購入できる弁当の路上販売。ここ数年、路上に大量の弁当等を陳列して販売する形態が多く見られるようになりました。これに対し、東京都では衛生環境等を懸念する声から対応を検討していましたが、いよいよ今秋から具体的な規制がされることになりました。

「弁当等人力販売業」で許可制に

東京都内で弁当販売を行うためには原則、施設基準や一定の資格を要する人的基準を満たした上で許可を受ける必要があります。しかし、弁当を「人力による移行」で販売する場合は「行商」に当たり、この場合、これまでは「許可」を受ける必要はなく「届出」をすれば足りるとされていました。これは、行商が「人が一人で運搬できる量を取り扱う」小規模な営業を想定していたことから来ていましたが、近年では業者の大多数が弁当の運搬に自動車を使っており、本来の想定よりも大規模な営業を行っている実態などを受け、「弁当類」「そう菜類」の移動販売業者を「弁当等人力販売業」として許可制にしたのです。

「許可」と「届出」の違いとは？

そもそも「許可」と「届出」ではどのよ

うに違うのでしょうか。「許可」とは、公共の安全や秩序の維持などの公益上の理由から、法令で一般的に禁止されている行為について、特定の場合に限ってその禁止を解除する行政行為を言います。たとえば今回の例で言うと、食品を販売することは、本来誰でも自由にできるはずですが、しかし、食中毒などが発生する場合を考慮し、法令で自由に販売できないようにしています。これに対し、食品販売に関する営業許可をとることにより、この禁止を解除できるようにしているのです。次に「届出」とは、法令で定められている特定の行為について、一定の事項を予め行政官庁へ通知することを言います。「許可」の場合、申請した行政官庁から「許可」や「不許可」の判断を受けますが、「届出」には行政官庁の判断がなく、必要な要件(書類)を満たしてさえいれば、行政官庁に到達することで完了します。

このように、どちらも同じ行政上の手続きですが、両者でその性質が異なります。今回の条例改正で「届出」から「許可」になり、衛生面が向上することに期待が持てる一方、少なからず業者に負担がかかるわけですが、他の道府県での対応も含め、今後の販売にどのような影響が出るのか、気になるところです。

この許可制度は今年10月から始まります。



「許可」

申請した行政官庁から、
「許可」や「不許可」
の判断を受ける。

「届出」

行政官庁の判断がなく、
必要な要件（書類）を
満たしていれば、行政官
庁に到達する事で完了。

●引用

大久保一之税理士事務所 デイリーコラム

◀ 収集運搬・処理業者側の対応 ▶

« 水銀使用製品産業廃棄物の新たな措置への対応については同じですが、許可証の取扱については、地方自治体により若干違いがある様です。 »

①東京都の場合

東京都では、産業廃棄物処理業者であって水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を引き続き取扱う場合、平成29年7月18日から平成34年9月30日までは変更届出を提出していただき、新しい許可証を交付します。

なお、平成34年10月1日以降は、石綿含有産業廃棄物と同様に変更許可として取扱います。

- 『変更の届け出』を提出し、
『新しい許可証の交付』を受けなければ
なりません。

Ⅲ 届出に必要な書類

1 収集運搬業積替保管なし

- (1) 様式第11号（正副）
- (2) 取り扱う水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等ごとに、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬することの対策（使用する容器の写真、区分方法など）
- (3) 届出者の許可証の写し
- (4) レターパックプラス（許可証を郵送希望の場合）

2 収集運搬業積替保管あり

- (1) 様式第11号（正副）
 - (2) 取り扱う水銀使用製品産業廃棄物・水銀含有ばいじん等ごとに、水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の保管場所に変更がない場合は、施設の所在地、施設内配置図、保管場所の写真
 - (3) 破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬することの対策（使用する容器の写真、区分方法など）
 - (4) 保管に当たって、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置
 - (5) 届出者の許可証の写し
 - (6) レターパックプラス（許可証を郵送希望の場合）
- ※ 水銀使用製品産業廃棄物や水銀含有ばいじん等の保管場所に変更がある場合は、事前計画書一式（現地確認を実施します）

●届出に必要な書類に

使用する容器の写真

が必要です。

（東京都の場合）

※ **各自治体によって
違いがございますが、
変更における必要条件
は同じです。**



運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	用途
<p>注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。</p>	<p>注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。</p>

撮影 年 月 日

運搬容器等の名称	用途
<p>注意事項 ・容器等の全体が写るように撮影すること。</p>	

撮影 年 月 日

- 届け出に必要な書類
(様式第十一号)

添付資料 (運搬容器の写真)

②大阪府の場合

産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物又は
水銀含有ばいじん等に係る収集運搬業
(積替え又は保管を含まない) 変更届の手引き

平成 29 年 10 月

大阪府

＜水銀使用製品産業廃棄物に係る処理基準＞

産業廃棄物の一般的な収集運搬の処理基準に加え、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集又は運搬することと定められています。

○許可の取り扱い

・P2. 3 の処理基準及び留意事項を満たしていれば、許可証に「含む」の表記がなくても、引き続き取り扱うことができます。

○許可証の書換えについて

- ・更新期限の到来を待たずして、許可証の書換えを希望する場合は、「含む」の場合は変更届、「除く」の場合は申出書を提出してください。(手数料不要)
- ・許可証への記載方法は、石綿含有産業廃棄物と同様に
「水銀使用製品産業廃棄物を 含む ・ 除く」
「水銀含有ばいじん等を 含む ・ 除く」 となります。

- 許可証に「含む」の表記がなくても引き続き取り扱えますが。

但し、処理基準及び留意事項を満たしている必要があります。

③名古屋市の場合

●処理業者の許可証について

名古屋市の産業廃棄物処理業の許可証については当面次のとおり取扱います。

(他の自治体は、それぞれご確認ください。)

- 1 水銀使用製品産業廃棄物の対象品目は特定しません。
- 2 水銀含有ばいじん等の対象品目は、「ばいじん」、「燃え殻」、「汚泥」、「廃酸」、「廃アルカリ」、「鉍さい」となります。
- 3 許可申請や変更届等に基づき、平成29年10月1日以降に新たな許可証を交付する場合は、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀使用製品産業廃棄物を除く」及び「水銀含有ばいじん等を含む」又は「水銀含有ばいじん等を除く」を表記します。許可申請の際、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の取り扱いの有無を記載してください。書換えを要する変更届の場合は、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱うかどうかをお尋ねしますので、ご協力をお願いします。
- 4 従前の許可証には水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の表記がありませんが、現に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を取り扱っている収集運搬業者及び処分業者については、引き続き取り扱うことが可能です。(変更許可申請は不要です。) ただし、新たに規定される処理基準を順守する必要があります。
- 5 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の表記がない許可証は、ご要望があれば、変更届の提出により随時許可証の書換えを行います。詳しくは下記の名古屋市公式ウェブサイトから「水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の許可証の書換えについて(記入例)」をご確認ください。

④福岡県の場合

平成29年廃棄物処理法省令等改正(水銀関係)について - 福岡県庁ホームページ

産業廃棄物収集運搬業者の必要な手続き

水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いがある収集運搬業者は、取扱いがある旨の変更届出を管轄の保健福祉環境事務所に提出してください。

変更届出の提出は、平成29年10月1日以降の更新・変更許可申請又は変更届出(許可証の書換えがあるものに限る。)までに、必ず行ってください。

(注)平成29年10月1日現在において、更新・変更許可申請又は変更届出(許可証の書換えがあるものに限る。)を提出中の事業者については、速やかに管轄の保健福祉環境事務所に連絡をお願いします。

⑤熊本県の場合

◎熊本県の対応方針

10/1 以降、許可証の発行や書き換えを行う機会（新規・更新・変更許可、変更届に伴う書き換え）があった場合、水銀産廃等の取扱いについても確認のうえ、許可証に反映して新しい許可証を交付します。

産業廃棄物収集運搬業者であって、これまでも水銀産廃等を取り扱っており、10/1 以降も引き続き取り扱う場合は、平成 34 年 9 月 30 日までは上記のような許可証の書き換えの機会が無くとも変更届及び添付書類を提出して頂くことにより、新しい許可証を交付します。

産業廃棄物処分業者であって、これまでも水銀産廃等を取り扱っており、10/1 以降も引き続き取り扱う場合は、現地を確認し対応を個別に協議します。

なお、平成 34 年 10 月 1 日以降は、原則変更許可の対象とします。

◀ 排出事業者側の対応 ▶

神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市

排出事業者向け

平成29年10月1日から

水銀廃棄物の取扱いが変わります!

～ 保管と処理委託の注意点～

水銀廃棄物(産業廃棄物)の分類について

産業廃棄物

水銀を使用した製品(水銀電池や蛍光灯など※)が産業廃棄物となったもの



他、水銀体温計、水銀式血圧計、薬など

水銀使用製品産業廃棄物

※ 対象となる水銀使用製品の詳細は「水銀廃棄物ガイドライン(環境省)」をご確認ください。

水銀の含有量が15 mg/kg(L)を超える
ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、
廃酸、廃アルカリ

水銀含有ばいじん等

注) 産業廃棄物の種類を追加したものではありません。

例えば、廃蛍光灯は、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くずであり、10月1日以降も同様ですが、水銀使用製品産業廃棄物として適正に処理するため、新たな措置が必要です。⇒ 裏面へ

排出事業者側も

対策が必要になります。

※ 参考：神奈川県パンフレット

◆ 前 提

水銀廃棄物の処理について排出事業者が注意すべきこと

通常の(特別管理)産業廃棄物の措置に加えて、以下の新たな措置が必要

保 管

- 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等
保管施設にそれらが含まれることを掲示しているか(例:右図)
- 水銀使用製品産業廃棄物
他の廃棄物と混合するおそれがないよう仕切りを設ける、専用の容器に入れる
ほかの措置を講じているか
- 廃水銀等
飛散・流出・揮発防止、高温にさらされないための措置及び腐食防止措置を講じているか

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類
管理者の氏名及び連絡先
最大保管容量
最大保管期間

例: 廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、
金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、.....

処理の委託

※ 委託の具体的な手順はパンフレット「産業廃棄物の適正処理のために」を参照してください。

処理業者の選定

- 委託する水銀廃棄物の収集運搬又は処分の許可を受けた事業者であるか
※ 処理業者の事業内容は、許可証の内容の他、直接処理業者に問い合わせるなどにより確認してください。
- 水銀の回収義務がある水銀廃棄物の中間処理を委託する場合、水銀を適切に回収できる業者か

水銀体温計など一部の水銀使用製品が産業廃棄物になった物や、水銀を 1,000 mg/kg(L)以上含有するばいじん等について、中間処理業者に水銀回収義務が追加されました(平成 29年 10月1日から)。

委託契約の締結

- 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれることについて契約書に明記し、廃棄物データシート(WDS)の添付などにより性状等を明らかにしているか
※ 平成 29年 10月 1日時点で現に締結している契約書は更新時に(自動更新の場合は覚書等により)対応

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

- 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等は、産業廃棄物の種類の欄にそれらが含まれる旨と数量を記載しているか (例) 水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯) 数量: 20本

● **保管や処理の委託**
等について、
新たな措置が
必要となります。

※ 参考: 神奈川県パンフレット

● プラダン製（30本収納）

1個 15,000円～30,000円

収集運搬業者向で販売

※ 実際に運用本数を

揃え様とすると

大幅なコストが掛かる。

（例：パッカー車20台×1個＝30万円～60万円）

水銀使用製品産業廃棄物
「廃蛍光管保管運搬容器」
のご紹介

水銀使用製品産業廃棄物
『廃蛍光管保管運搬容器』

水銀使用製品産業廃棄物
廃蛍光管運搬容器

◀ 商品の特徴 ▶

◀ 商品の特徴 ① ▶

- 法令が求めている条件を満たす為、
(破砕することのないような方法により)

**容器内に「しきり」を設け、
蛍光管同士が、ぶつかりづらい
形状になっております。**



◀ 商品の特徴 ② ▶

- 現場の方の声を反映し、手袋をはめても、出し入れがし易い形状になっております。



※ 蛍光管の上部が
掴める程度出る
仕様になって
おります。

◀ 商品の特徴 ③ ▶

- 少数の回収希望に対応する為、

「12本入」

の形状になっております。

- ※ 多量の回収希望の場合は、
ドラム缶を使用していると
お聞きしております。



◀ 商品の特徴 ④ ▶

- パッカー車の助手席
に置けるサイズ感で
使い勝手が良く、
単回使用でなく
繰り返しお使い頂けます。



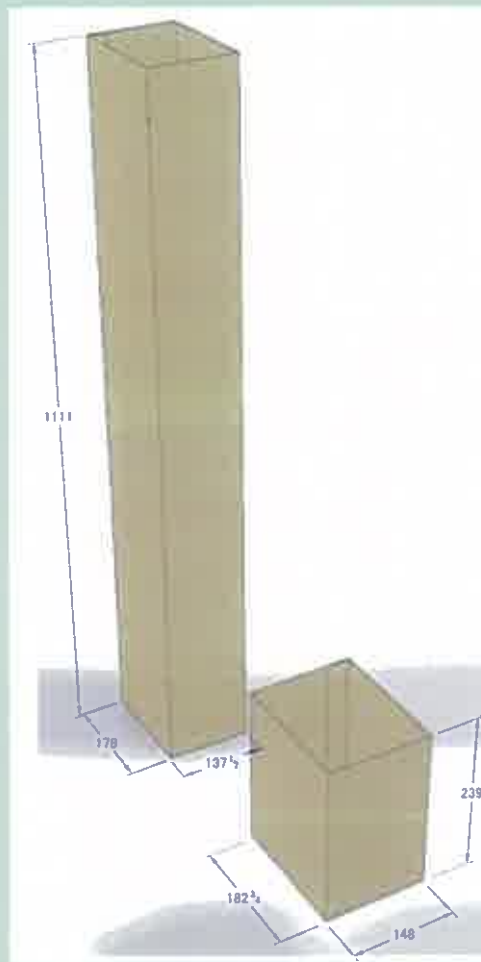
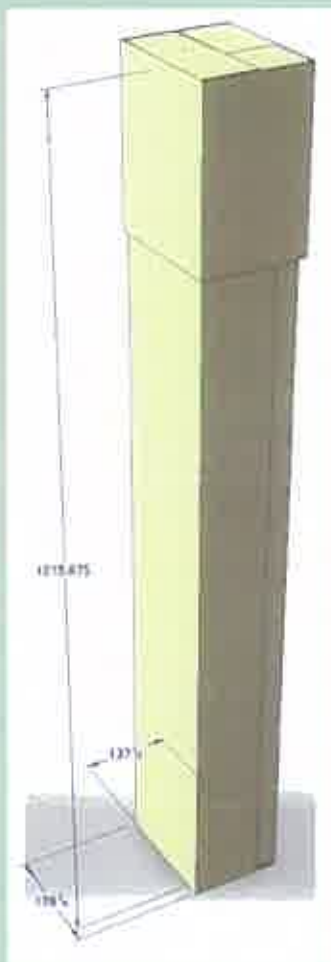
○約50個の写真（組立前）

◀ 商品の特徴 ⑤ ▶

● 特許出願中です



◀ 商品の特徴 ⑤ ▶



●サイズのご紹介

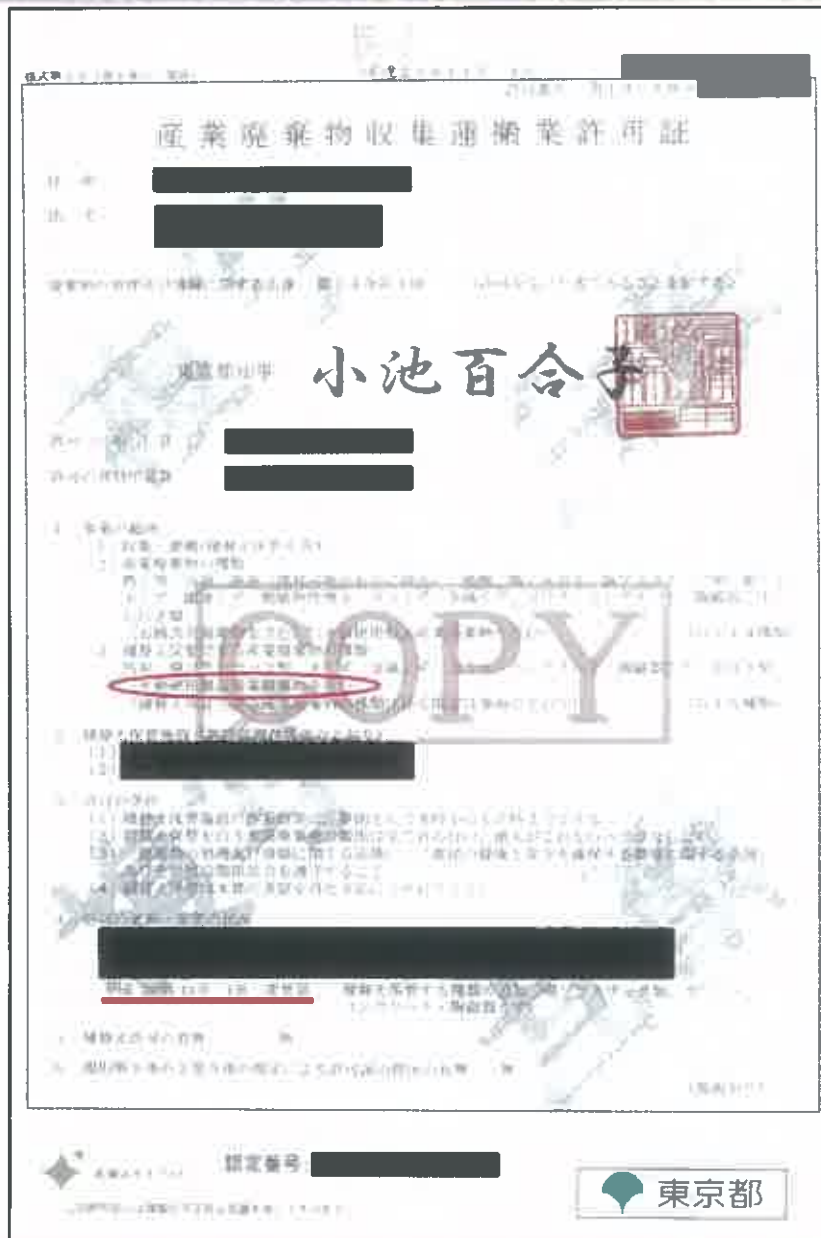
≪ メリット ≫

● メリット ①

◀ 法令に対応 ▶

平成29年環境省令第10号に対応し、

実際に、既に申請が通った商品です。



実際に本商品で申請し、
許可証も発行されて
おります。

※お客様から許可証のコピーを頂きました。
(※プライバシー保護の為、一部加工してございます。)

● メリット ②

◀ 安価な価格 ▶

1個2,230円と安価な価格設定に致しました。※1
回収車を多く持っておられるお客様の初期コストの
削減が可能です。もちろん繰り返しお使い頂けます。

※1 10個単位からの販売となります。(22,300円)

※2 送料込です。(沖縄・離島は除く)

● メリット ③

◀ 品質は安心・安全の日本製 ▶

国内工場で、国内製の板を用い、
国内の手を使い、国内で作り上げた商品です。
安心・安全の【Made in JAPAN】です。

● メリット ④

《 エコな材質 》

敢えてプラダン製では無く、ダンボール製にしております。
プラダンは長持ち致しますが、**価格が高く、**
その為、匂いや汚れが付いた際も**容易には交換しづらく、**
リサイクルもほぼサーマルリサイクルになります。
ダンボールは、**比較的値段が安く、**
ほぼリサイクルが可能なエコな材質です。

◀◀ 禁忌 及び ご注意 ▶▶

☆ 禁忌事項

◀ 絶対に乱暴・粗雑に使用しない ▶

本商品は、**ダンボール製**なので、

乱暴・粗雑に使用すると外部が破損します。

また、内部の蛍光管が割れる可能性があるので、

絶対におやめ下さい。

● **ご注意** ①

◀ **雨等水分のある所で使用しない** ▶

**本商品は、ダンボール製なので、
水分に弱く、強度が弱くなりますので、
雨に濡れる場所での使用はおやめ下さい。**

● **ご注意** ②

◀ **長期使用・保管には適さない** ▶

本商品は、**ダンボール製**なので、繰り返し使えますが
長期使用・保管を目的とした商品ではありません。

衛生面等の観点から、汚れ・匂い等がついたら、
交換してご使用頂く事を目的としております。

● **ご注意** ③

《 **基本受注生産** 》

本商品は、世の中に無かった全く新しい商品なので、

納期が若干掛かります。現在基本受注生産です。

受注してから、おおよそ1週間～10日程納期が掛かります。

(年末年始・繁忙期を除く)

佐藤ゼネテック株式会社

〒100-0005

東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館16階

電話:03-3286-1501 FAX:03-3286-1324

担当 : 営業部 松本 雅之

メール:m.matsumoto@sato-genetec.co.jp